

愛川町木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に強い安全なまちづくりを推進するため、愛川町耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震診断に必要な経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて愛川町補助金の交付等に関する規則（昭和55年愛川町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 1級建築士、2級建築士又は木造建築士で神奈川県木造住宅耐震診断講習会又は国土交通大臣登録耐震診断資格者講習を修了した町内の耐震診断技術者が「木造住宅の耐震診断と補強方法（国土交通省住宅局監修・財団法人日本建築防災協会編集）」に基づく一般診断法により木造住宅を調査し、報告書を作成する耐震診断で、町の補助事業により行うものをいう。
- (2) 愛川町耐震改修促進計画 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第6条第1項に規定する市町村耐震改修促進計画
- (3) 空き家バンク事業 愛川町空き家バンク事業実施要綱（平成27年4月1日制定）に基づき行われるものをいう。

(補助対象)

第3条 補助の対象は、次の各号のいずれにも該当する木造住宅に対する耐震診断とする。

- (1) 町内に住所を有する者が自ら所有し、現に居住するもの又は空き家バンク事業と併せて耐震診断を行う者
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した専用住宅又は併用住宅であるもの。ただし、これらの住宅のうち、昭和56年6月1日以降に増築又は改築されたもので、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が昭和56年5月31日における延べ床面積の2分の1を超えるものを除く。
- (3) 2階建て以下であるもの
- (4) 在来工法による木造住宅であるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象としない。

- (1) 町税等を滞納している者が耐震診断を行う場合
- (2) この要綱によりすでに補助金の交付を受けている場合
- (3) 愛川町暴力団排除条例（平成23年愛川町条例第16号）第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係を有すると認められる者が所有する空き家の場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が補助の対象とすることを特に不相当と認めた場合

(補助金額)

第4条 補助金の交付額は、耐震診断に要する経費の2分の1の額とし、5万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事前協議)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ町長と協議をするものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震診断を行う前に、愛川町木造住宅耐震診断費補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。ただし、町長が認めた場合は、添付書類の一部を省略することができる。

(1) 住民票の写し

(2) 建築確認通知書の写し、建物登記事項証明書若しくは固定資産(家屋)評価証明書又はこれに類するものと町長が認める書類

(3) 耐震診断の見積書の写し

(4) 町税等納付状況調査同意書(第2号様式)

(5) 耐震診断の実施に関する建物所有者等の同意(空き家バンク事業による利用者のうち、建物所有者以外の者が申請する場合)(第3号様式)

(6) その他町長が必要とする書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定しなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、その決定及び条件等を愛川町木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書(第4号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(申請の変更又は取下げ)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、申請内容に変更が生じた場合又は申請を取下げ場合には、愛川町木造住宅耐震診断費補助金交付(変更・取下げ)申請書(第5号様式)を町長に提出しなければならない。

(交付決定変更通知等)

第9条 町長は、前条の申請により交付決定の変更又は取消しを行った場合には、愛川町木造住宅耐震診断費補助金交付決定(変更・取消し)通知書(第6号様式)により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

(実績報告書及び請求)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、耐震診断が完了したときは、速やかに愛川町木造住宅耐震診断費補助金実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断の結果報告書の写し

(2) 愛川町木造住宅耐震診断費補助金交付請求書(第8号様式)

(3) 耐震診断に係る領収書の写し

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の規定により実績報告書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金を交付するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(愛川町木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱の廃止)

2 愛川町木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱(平成17年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。